

Scope

平成24年4月1日以後開始事業年度の年度末から 退職給付の負債の B/S即時認識の適用時期は？

企業会計基準委員会（ASBJ）は、現在、退職給付の負債の貸借対照表への即時認識や開示項目の拡充を行うことなどを盛り込んだ退職給付会計基準について検討を行っているが、適用時期については、公開草案よりも1年先送りする方向であることが明らかとなった。本来であれば、平成22年中での公表が予定されていたが、単体財務諸表での取扱いなど、正式決定が遅れていることを配慮したものだ。

退職給付会計基準は2段階で改正

企業会計基準委員会は、コンバージェンスの一環として、退職給付の負債の貸借対照表への即時認識や開示項目の拡充を行うことなどを盛り込んだ退職給付会計基準案を3月18日に公表した。これらの改正は「ステップ1」と呼ばれるものである。

一方、数理計算上の差異や過去勤務費用の包括

利益計算書上での取扱いなどは「ステップ2」として、IASBの見直しの動向を踏まえ検討するという2段階での改正を行うこととしている。

ただし、退職給付会計基準のステップ1に対しては、改正の方向性には賛成するが、適用時期などについて、再考を求める意見が多く寄せられていた。

未認識項目の負債計上の単体財務諸表の取扱いは？

財務会計基準機構（FASF）に設置されている「単体財務諸表に関する検討会議」（議長：萩原敏孝財務会計基準機構理事長）が4月28日に公表した報告書によれば、未認識項目の負債計上の単体財務諸表における取扱いについては、連結先行も含め何らかの激変緩和措置が必要ではないかとの意見が多くみられたと記載されている。理由としては、金融機関との財務制限条項への抵触等、年金法制との関係、分配可能額に影響を与える可能性があるためだ。

報告書を受け、企業会計基準委員会では、単体財務諸表の適用の有無などについて検討を行っている。现阶段では、①期間を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を負債に計上しない、②適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、一定の期間、（新規発生分も含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる）、③適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、当該過年度累積分につき、一定期間内の年数の按分額を当該年数にわたって負債計上する処理もできるとの3つの案が提示されているが、意見集約までには至っていない。

【表】退職給付会計基準（ステップ1）の適用時期の見直しの方向

改正項目	検討中の適用時期	公開草案での適用時期
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法、開示の拡充など	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成24年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用する（平成25年3月末から適用）。 ▶早期適用として、平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める（平成24年6月第1四半期から適用可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用する。 ▶早期適用として、平成23年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から適用することも認める。
退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直し、複数事業主制度の定めなど	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する（平成25年6月第1四半期から適用）。ただし、当該期首からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することを認める（平成26年6月第1四半期から適用可）。 ▶早期適用として、平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める（平成24年6月第1四半期から適用可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 ▶早期適用として、平成24年3月31日以前に開始する事業年度の期首から適用することも認める。

（出典：企業会計基準委員会の資料に基づき編集部が作成）

適用は1年先送りへ

当初、退職給付会計基準のステップ1の見直しについては、平成22年中に正式決定される見込みとなっていた。しかし、その後、単体財務諸表での取扱いを検討することとなったため、公表時期が大幅に遅れることとなった。現時点でも、企業会計基準委員会において検討中である。

このため、公開草案で予定していた適用時期を1年程度先送りすることとしたものだ。公開草案では、退職給付の負債の貸借対照表への即時認識は、平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表からとされ、退職給付見込額の期間帰属方法の見直しなど、退職給付債務及び勤務費用の計算関係については、平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされていた。しかし、これらの適用時期については、表に記載したとおりの適用時期で検討が進められている。

たとえば、未認識項目の一括負債計上に関して

は、平成24年4月1日以後開始する事業年度の年度末からとされている。この場合、期首時点で前期末の未認識項目の残高を純資産の部に直接計上することとなる。また、退職給付債務および勤務費用の計算方法については、平成25年4月1日以後開始する事業年度からの期首からとし、適用が困難と認められる会社については、注記を条件に平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首からも容認する考えだ。

翌年度以降は遡及適用

なお、期間定額基準を採用していた場合でも、平成25年4月1日以後開始する事業年度からの期首において、給付算定式基準を選択できる。

また、この場合、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しないが、翌年度以降において、正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、会計方針の変更として取り扱われ、原則として遡及適用することとなる。